

第9回定期報告作成に当たって留意すべき事項等に関する意見

種部恭子

パラ 23(b)

○2017年の刑法改正後に積み残されている、暴行脅迫要件の見直し、子どもへの性暴力の公訴時効撤廃、性交同意年齢の引き上げ、監護者性交等罪・わいせつ罪の適用範囲拡大について、刑法改正に向けてロードマップを示す必要がある。

(現在の取り組み状況には、具体的なアクションが示されていません。不起訴となった事案やワンストップセンターへの相談後被害届提出に至らなかった事案などから、個別事案における現行法の問題点を調査解析し、法改正に向けて準備を進めるなど、検討の余地があると思います。)

パラ 33(b)

○医学部の入試における女性差別により、医師国家試験合格者に占める女性の割合は30%から上昇しない状況にある。女性差別が行われた問題の背景には、医師の過重労働と医師不足の問題に加え、女性教授を含め組織の意思決定の場に女性が少ない状況も影響を与えていると考えられる。医学界(医師会、医学系学会など)の意思決定の場に女性を増やすためには何らかのポジティブアクションが必要であり、具体的方策を示す必要がある。

パラ 33(c)

○日本の義務教育における学習指導要領では、「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。」と記載されており、実態として、性交および妊娠の成立～出産、避妊、中絶は取り扱っていない。

妊娠経過に関する教育を受けていない義務教育終了前に、14歳以下の予期せぬ出産が年間40件ほど、14歳以下の人工妊娠中絶が年間200件ほどあり、性と生殖に関する健康権利に関して国民が求める系統的な教育がなされているとは言えない。

ユネスコが2009年に公表した、エビデンスに基づく教育のガイダンスには、発達段階に応じた効果的な性の健康教育の指標が示されているが、日本の教育実態とは大きく乖離していることを踏まえ、今後の取り組みについて方向性を示す必要がある。

パラ 35(c)

○現行法では事業主に対する措置義務が課せられているのみである。顧客や取引先からのセクハラにも適用される禁止規定、セクハラ加害者に対する制裁措置について、法整備に向けての取り組みを示す必要がある。